こうち労政情報

2018年 5月号



『生佐の匠』解定候補者の推薦を募集しています!

県では、平成8年度から、技能が尊重される社会づくりの促進と、技能後継者の意欲の一層の向 上を図るため、県内産業の基盤を支え、その振興に貢献している機械加工などの熟練技能、古くか ら受け継がれてきた和紙や打刃物などの伝統技能の優れた継承者を「土佐の匠」として認定してい ます。

現在、平成30年度の認定候補者の推薦を募集しています。

1.推薦の基準

- (1) 技能の程度が優れており、県内で第一級 のものと目されていること
- (2) 概ね15年以上の経験を有し、かつ35歳~ 65歳(平成30年4月1日現在)の方で、 将来的にも当該技能への多くの貢献が期 待される方
- (3) 現に第一線で活躍し、また当該技能の普 及・振興や後継者の育成に寄与している

2. 推薦期限

平成30年6月18日(月)必着

3. 推薦方法

推薦にあたっては、関係団体や市町村からの推薦 のほか、一般の方も推薦 (賛同者2名以上が必要)

なお推薦の際は、推薦書等に関係書類を添えて県庁 雇用労働政策課までご提出ください。

※推薦書様式や記載例は県庁HPに掲載しています。 郵送でお送りすることも可能ですので、お問い合 わせください。

お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 能力開発担当 電話:088-823-9765 土佐の匠



「高知県ワークライフバランス推進企業」新規認証企業のご紹介

県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り とでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」は、アジョン 組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業 |として認証し、その取組を支援していま す。 平成30年4月に認証した新規認証企業をご紹介します。



【認証番号】会社名等

[224]

医療法人社団若鮎

高岡郡越知町甲1662

取組内容

- ◆半日単位で取得できる年次有給休暇制度がある。
- ◆3歳に満たない子を養育する職員が利用できる託児所がある。

[225]

社会福祉法人ファミーユ高知

高知市春野町内ノ谷63-6

- ◆法を上回る看護休暇制度があり、子が1人の場合は1年につき6日、2人以上の 場合は12日まで取得できる。
- ◆配偶者の出産時に1日間の特別休暇を取得できる。

合わ せ先

高知県商工労働部 雇用労働政策課 電話 088-823-9763

FAX 088-823-9277

E-Mail 151301@ken.pref.kochi.lg.jp 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県社会保険労務士会

電話 088-833-1151 FAX 088-833-1156

〒780−8010 高知市桟橋通2-8-20 モリタビル2F

事業主の皆様へ

平成30年度「職場体験講習」受入事業所☆募集中!



高知市帯屋町のアーケード内にある「ジョブカフェこうち」では、 39歳以下の求職者を対象に、5日間企業で実際の仕事を体験する 「職場体験講習」を実施しています。

(平成29年度までは「しごと体験講習」として実施)

講習終了後、企業と求職者の合意があれば、雇用となる可能性がある 制度です。社員を募集したい事業所の皆様、受入事業所に登録しませんか?

- ★講習期間は事業所と受講者の雇用契約はありません。
- ★体験前の企業見学の受け入れにもご協力をお願いします。

ジョブカフェこうち ☎ 088-802-2025 スタッフが説明に伺います!

企業には指導料が支 給されます。

1,000円/日・人

- ・受講者には1日の講習 時間に応じて講習手当 が支給されます。
- 4 時間未満 2,950円/日
- 4時間以上~8時間以内

5,900円/日



<No.39>



メンタルヘルス不調により休業した従業員の復帰について

グランダルベルス不調により休業している従業員がいますが、職場復帰の際に留意すべき事項等について教えてください。 メンタルヘルス不調により休業している従業員がいますが、職場復帰の際に留意すべき事項等について教えてください。



職場復帰支援プログラム等を策定し、一連の流れを明確にしておきましょう。

メンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰を支援するための事業者向けの手引き(「心の健康問題により休業し た労働者の職場復帰支援の手引き」)が厚生労働省から出されていますのでご参照ください。

復帰支援にあたって、休業している従業員の円滑な職場復帰のためには、どういったことが必要であるかを常に考えておく 必要があります。例えば、復帰する従業員との意思疎通を十分に行うとともにプライバシーにも配慮すること、主治医だけで なく産業医等の専門家の意見も参考にしながら職場復帰等の判断をすること、そして、復帰する職場内で周囲の従業員の理 解を得て、職場全体としてのバックアップ体制を整えること等が挙げられます。

また、復帰の前段階として試しに出社させ、軽易な作業等を行わせる場合は、賃金等の処遇や、災害が発生した場合の扱 いについて、あらかじめ十分に検討し、一定のルールを定めておくことが望ましいです。

復帰支援等のメンタルヘルス対策については、産業保健総合支援センター(高知・088-826-6155)に相談する方法 もあります。

従業員の健康状態には日頃から注意を払うとともに、従業員にとって常に働きやすい環境づくりを進めていきましょう。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1県庁北庁舎4F

¢088-821-4645

お気軽にご相談ください!



平成30年度 全国安全週間のお知らせ

間 :7月1日~7日 準備期間 :6月1日~30日 新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた 自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施